

指定居宅介護支援事業所『ゆずの樹』運営規程

社会福祉法人 ゆずの木

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ゆずの木が設置する 指定居宅介護支援事業所ゆずの樹(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業所は、利用者の所在する市区町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 7 事業所は、介護認定調査の委託を受けた場合は、公平中立さらに被保険者に対し、正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行う。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 指定居宅介護支援事業所 ゆずの樹
- 2 所在地 東京都八王子市上柚木 1550 番地
- 3 介護保険指定番号 居宅介護支援東京都高介指 1372901817 号

(従業者の職種・員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(介護支援専門員)介護支援専門員と兼務
事業所における介護支援専門員、その他の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 2名以上(うち1名管理者と兼務)
要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(ただし、祝日、祭日、12月31日から1月3日までは除く)
- (2) 営業時間
午前9時00分から午後6時00分とする。
(ただし、時間外の営業については、状況により考慮する)

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 事業所管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者に関するサービス内容、利用料の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
 - ① 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者側から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができることを利用者及び家族に対して説明する。

- ② 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を介護支援専門員に対して求めることができることを利用者及び家族に説明する。
 - ③ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、介護支援専門員は以下について、利用者及び家族に説明を行う。
 - 1. 前6カ月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - 2. 全6カ月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合
- (3) 利用者の相談をうける場所は、利用者の居宅及び事業所、その他必要と認められる場所、電話、メール等において行うものとする。
 - (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて、利用者が解決すべき課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営む事が出来るように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
使用する課題分析票の種類は八王子市推奨様式とする。
 - (5) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
 - (6) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成期間、サービスを提供する上での留意事項を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
 - (7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地から意見を求めるものとする。
 - (8) サービス担当者会議は、通常利用者宅で行うものとするが、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行う場合は、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。
 - (9) 多職種連携を円滑に行う事を目的とし、利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみの場合、テレビ電話装置等でのカンファレンスの開催を実施する。
利用者等が参加する場合、利用者等の同意を得る。
 - (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者またはその家族に対して説明し、文書により同意を得なければならない。

- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行うものとする。
- (12) 介護支援専門員は、前号の把握のため、指定居宅サービス等提供開始後、1ヵ月に1回以上、利用者の居宅を訪問する。
- (13) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合、または利用者が介護保険施設への入所、医療機関への入院を希望する場合には、介護保険施設・医療機関への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 入院時においては、その入院先(医療機関)に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう、利用者またはその家族に協力を求めるものとする。
- (15) 介護支援専門員は、医療機関または介護保険施設から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、退院または退所前の会議に福祉用具専門員の参加を調整し、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (16) 介護支援専門員は、要介護者が医療機関で医師の診察診断を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うものとする。
- (17) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービスを主治の医師等に交付する。主治の医師等については、入院中の医療機関の医師を含む。
- (19) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見または法第 37 条第 1 項の規定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にもその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の、保健医療サービスまたは福祉

サービス、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて、居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

- (22) 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧にを行う事を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (23) 地域ケア会議における関係者間の情報共有
地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するように努めることとする。
- (24) 事業所は正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒んではならない。
- (25) 事業所の通常事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な居宅介護支援を提供する事は困難であると認めた場合は、他事業者への紹介、その他必要な措置を講じなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者からの申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、被保険者の要介護認定等にかかる申請について、利用申込者の意思を踏まえ必要な協力を行わなければならない。
 - ①介護支援専門員は、居宅介護支援提供開始前に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。
 - ②介護支援専門員は、要介護認定等の更新申請を、当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する60日前から30日前に速やかに必要な援助を行わなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅延なく意見を付してその旨を市区町村に通知しなければならない。
 - ①正当な理由なしに介護保険法第42条2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない事等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - ②偽りその他の不正の行為によって保険給付の支給を受けたとき、または受けようとしたとき。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第8条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする。
- 2 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。

- 1 八王子市・多摩市・町田市・相模原市

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供した居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により、市区町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求めまたは当該市区町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業者の介護支援専門員その他従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、介護支援専門員その他職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(虐待防止のための措置)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生及び再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修(年1回以上)の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおくこと
- 2 事業者は、当該事業所の従業者または養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人等、利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する

(衛生管理等)

第14条 事業者は、感染症の予防・まん延の防止をするため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防・まん延を防止するための対策を検討する委員会を設置し、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防・まん延の防止のための指針を整備する
- (3) 従業者に対し、感染症の予防・まん延の防止のための研修・訓練を定期的実施する

(事業継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

(身分を証する書類の携行)

第17条 事業者は、事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められたときには、これを提示するよう指導しなければならない。

(勤務体制の確保)

第18条 事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供できるように、介護支援専門員その他従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

(職員の研修)

第19条 事業者は、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

1 事業者は、介護支援専門員の資質向上のために、その研修の機会を次のとおり設ける。

- 一 採用時研修 採用後一ヵ月以内
- 一 継続研修 随時

2 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(設備及び備品等)

第20条 事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、居宅介護支援の提供に必要な設備備品を備えなければならない。

(職員の健康管理)

第21条 事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第22条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他、利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

1 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置する事により、掲示に代えることができる。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第23条 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業所等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 1 事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業所等からの金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(成年後見制度の活用支援)

第24条 事業者は、利用者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援する。

(暴力団の排除)

第25条 事業者は、居宅介護支援の事業活動により暴力団の活動を助成し、または暴力団の運営に資する事のないよう暴力団を排除し、利用者が安心してサービスの利用が出来る環境を整備します。

(会計の区分)

第26条 事業者は、事業所ごとにセグメントにより経理を区分する。

(記録の整備)

第27条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 1 事業者は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録、その他居宅介護支援提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(その他)

第28条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人ゆずの木と事務所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成17年11月22日から施行する。

平成18年05月01日 改正

平成18年07月01日 改正

平成24年04月01日 改正

平成27年04月01日 改正

平成30年04月01日 改正

令和3年04月01日 改正

令和6年04月01日 改正